

(案)

## 区域計画の変更の認定申請書

令和8年5月 日

内閣総理大臣 殿

仙北市国家戦略特別区域会議

令和7年9月16日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

## 1 変更事項

- (1) 「其他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」中、「近未来技術の実証実験を促進するための『仙北市近未来技術実証ワンストップセンター』の設置」を削除する。
- (2) 「其他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」中、「国家戦略特区の利活用を促進するための『仙北市国家戦略特区推進センター』の設置」を追加する。

## 2 変更事項の内容

別紙のとおり。

令和 8 年 5 月 日  
仙北市国家戦略特別区域会議

1～4 略

5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 削除

(2)、(3) 略

(4) 事項：国家戦略特区の利活用を促進するための「仙北市国家戦略特区推進センター」の設置

内容：事業者への情報提供や関係機関との調整を一元的に行い、規制改革の推進と新規事業の創出等を図る「仙北市国家戦略特区推進センター」を設置する。

【令和 8 年度中に設置予定】

i) 設置主体：仙北市

ii) 設置場所：仙北市役所

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・特区制度に関する相談窓口の設置・ワンストップ支援
- ・企業・地域事業者等への制度情報の提供・説明
- ・規制改革メニューの活用・新規提案に向けた調整支援
- ・セミナー・広報等による普及啓発・利用促進
- ・その他、国家戦略特区の利活用の推進に必要な支援

## 新旧対照表

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1～4 略</p> <p>5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2)、(3) 略</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項</p> <p>(1) <u>事項：近未来技術の実証実験を促進するための「仙北市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置</u></p> <p><u>内容：近未来技術であるAI・IoT、自動運転、無人航空機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、仙北市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙北市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置予定】</u></p> <p><u>i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）及び仙北市</u></p> <p><u>ii) 設置場所：仙北市役所（秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地）</u></p> <p><u>iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。</u></p> <p><u>iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応</u></li> <li>・<u>関係機関との調整、関係機関への情報提供</u></li> <li>・<u>実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整</u></li> <li>・<u>実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整</u></li> <li>・<u>国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付</u></li> <li>・<u>その他、実証実験の実施に必要な支援。</u></li> </ul> <p>(2)、(3) 略</p>

(4) 事項：国家戦略特区の利活用を促進するための「仙北市国家戦略特区推進センター」の設置

内容：事業者への情報提供や関係機関との調整を一元的に行い、規制改革の推進と新規事業の創出等を行う「仙北市国家戦略特区推進センター」を設置する。【令和8年度中に設置予定】

i) 設置主体：仙北市

ii) 設置場所：仙北市役所

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・特区制度に関する 相談窓口の設置・ワンストップ支援
- ・企業・地域事業者等への 制度情報の提供・説明
- ・規制改革メニューの活用・新規提案に向けた 調整支援
- ・セミナー・広報等による 普及啓発・利用促進
- ・その他、国家戦略特区の利活用の推進に必要な支援

[加える。]